



平成 28 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ
代 表 者 名 代表取締役社長 有 賀 修 二
(コード番号：6740 東証一部)
問 合 せ 先 執行役員 吉 田 恵 一
チーフフィナンシャルオフィサー
(TEL. 03-6732-8100)

第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の 募集及び劣後特約付借入による資金調達に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 21 日付の取締役会において、以下の通り、株式会社産業革新機構（以下、「産業革新機構」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）により発行される株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本新株予約権」及び「本社債」といいます。）の募集並びに産業革新機構を借入先とする劣後特約付借入（以下、「劣後特約付借入」といいます。）による資金調達を実施することを決議しましたので、お知らせいたします。

I. 本新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債>

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 1 月 11 日
(2) 新株予約権の総数	450 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の発行価額は 45,000 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4) 当該発行による潜在株式数	104,651,162 株
(5) 資金調達の額	45,000,000,000 円
(6) 転換価額	430 円
(7) 割当予定先	第三者割当の方法により、全額を産業革新機構に割り当てます。
(8) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：平成 36 年 1 月 11 日
(9) そ の 他	本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 資金調達の目的及び理由

当社グループは、中小型ディスプレイデバイス及び関連製品の開発、設計、製造及び販売を主な事業内容とし、技術力と生産能力の双方を備えた中小型ディスプレイのグローバルリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指し、産業革新機構、ソニー株式会社、株式会社東芝及び株式会社日立製作所の 4 社の合意のもと

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

設立されました。産業革新機構の「次世代の国富を担う産業創出のためにグローバルに長期的かつインパクトのある投資を行う」というミッションのもと、高精細ディスプレイの生産能力への大規模な増強投資を行うことで供給能力及びコスト競争力を高め、海外の競合メーカーに対する優位性の確立を目指して、平成 23 年 8 月 31 日に中小型ディスプレイ事業の統合についての基本合意がなされ、当該基本合意に基づき同年 9 月 13 日に株式会社ジャパンディスプレイ統合準備会社が発足しました。その後、統合準備会社は各事業会社のディスプレイ事業子会社の全株式を取得し、平成 24 年 4 月 1 日より事業を開始、子会社の 1 社であった株式会社ジャパンディスプレイイーストを存続会社とする各社との合併を経て、平成 25 年 4 月より、株式会社ジャパンディスプレイへ社名変更して現在に至ります。

これまで当社グループは、持続的な成長と収益の最大化を目指して、技術力の強化と生産能力の増強・更新及びこれらを実現する継続的な研究開発投資と生産ラインへの設備投資等を行ってきました。一方、当社グループの属する中小型ディスプレイ業界では、特に当社グループの主力分野であるスマートフォン向け製品市場において、韓国メーカーによる有機 EL (Organic Light Emitting Diode、以下、「OLED」といいます。)ディスプレイの攻勢に加えて、中国、台湾メーカーの技術力向上及び第 6 世代の LTPS (低温ポリシリコン) 工場の立ち上がりにより、競争環境が激化しております。また、同製品市場では季節性の需要変動が大きく、四半期毎の収益のボラティリティが大変高くなっています。

現在、当社グループでは、上記の通り競争環境が厳しくボラティリティの高いスマートフォン向け製品を中心とするモバイル分野の売上高が全体の約 8 割を占めており、収益確保に影響を与えています。こうした状況を改善し、企業価値の継続的向上を図るため、当社グループは、モバイル以外のアプリケーション (ノンモバイル) 比率を高め、安定的な経営基盤を構築するとともに、技術革新による競争力の更なる強化を目指しています。

具体的には、今後の成長が見込まれる車載分野の強化並びに新規事業の早期立ち上げに取り組み、売上高のノンモバイル比率の拡大を推進しています。特に新規事業においては、高精細かつ低消費電力、狭額縁を実現した 2-in-1 ノートパソコン向けディスプレイ、LTPS の特徴を活かした VR (ヴァーチャルリアリティ) 向け超高精細ディスプレイ、屋外での高視認性と超低消費電力の特徴を持つ反射型ディスプレイ、更にはアビオニクス (航空関連)、医療、教育等の様々な分野における新たなディスプレイの開発を加速し、事業の拡大を目指しています。

競争力強化においては、強みである LTPS 技術を基盤とした競争優位製品及びプラットフォームを開発・供給し、競争優位性の維持・向上を図っています。その中でも、液晶ディスプレイ 4 辺のベゼル (額縁) のスリム化を実現した “FULL ACTIVE” ディスプレイは、表示画面とほぼ同じサイズの商品デザインを可能とし、ユーザーインターフェースの自由度を大きく上げたことでお客様のニーズに合致し、新たな付加価値製品としてスマートフォンメーカーからの大きな需要が見込まれています。この新製品は、スマートフォン向けとして平成 28 年度第 4 四半期からの出荷開始が予定されていますが、前述の新規事業においても活用できる製品であり、今後アプリケーションの拡大を企図しています。

当社グループは、この “FULL ACTIVE” ディスプレイにつき、更なる高精細化、狭額縁化、低消費電力化等の開発を進める一方、フレキシブルディスプレイの開発にも注力してまいります。フレキシブルディスプレイは、基板にガラスではなくプラスチック素材を利用することにより、超薄型で、軽い、曲がる、割れない等の特徴を有することとなり、デザイン性に優れたディスプレイを実現させることが可能となります。このようなディスプレイは、モバイル製品だけでなく、タブレットやノートパソコン、車載ディスプレイなどの様々なアプリケーションへの応用が見込まれます。

また、当社が現在 15% の議決権を保有する株式会社 JOLED (以下、「JOLED」といいます。) では、蒸着方式による高精細小型 OLED ディスプレイとの差別化が可能な印刷方式 (注) を採用した中精細 OLED ディスプレイの開発に取り組んでいます。印刷方式は、OLED の他の生産方式と比較して生産コストの大幅低減が可能と考えられており、これまで多くの企業が開発を行ってきましたが、現在のところ印刷方式による OLED の量産を行っている企業はありません。このような状況の中、当社は、JOLED が印刷方式に関して最先端の技術開発を行っていることから、印刷方式による OLED ディスプレイの早期事業化が可能な企業であると考えており、平成 29 年度上期 (平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで) の間を目途に産業革新機構から JOLED 株式の一

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

部譲渡を受け、JOLEDにおける当社の議決権比率を現在の15%から51%に引き上げ、同社を連結子会社化することに關し、本日、産業革新機構及びJOLEDとの間で基本合意書を締結いたしました。JOLEDの子会社化により、印刷方式によるOLEDディスプレイの事業化をより加速させることを目指します。更に、酸化物半導体技術及びフレキシブル化技術等、現在当社グループとJOLEDがそれぞれで行っている技術開発を、一つのグループとして一体となって推進することで、製品開発の加速、ひいては早期の事業化が可能になるものと考えております。また、印刷方式は、蒸着方式では実現が難しい中型から大型のディスプレイ生産に強みを発揮します。これにより、JOLEDの子会社化は、医療用途、産業用途のモニター等のディスプレイを当社グループの製品ラインアップに加え、ノンモバイル事業の更なる拡大に寄与すること等により、当社グループの事業の安定と企業価値の増大につながるものと考えています。

現在の事業環境下において、当社グループが持続的な成長と更なる企業価値の向上に向けて上記施策を推進するうえでは、現在の手元資金に加えて長期的かつ安定的な資金を追加的に調達することが必要であると考え、今般、産業革新機構を割当予定先とした本新株予約権付社債の発行及び劣後特約付借入を決定いたしました。なお、本新株予約権付社債の発行及び劣後特約付借入による調達資金の具体的な使途は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」及び「II. 劣後特約付借入による資金調達」に記載の通りです。

（注）液状の発光材料を吹き付けることによって基板に付着させる有機ELディスプレイの生産方式。他の生産方式としては、発光材料を加熱により蒸発させて基板に成膜する蒸着方式があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	45,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	85,000,000円
③ 差引手取概算額	44,915,000,000円

- （注）
1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の社債総額です。
 2. 発行諸費用の概算額は、フィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、本新株予約権付社債の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び登記費用等）の合計です。
 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
印刷方式 OLED 研究開発費用	44,915	平成29年1月～平成32年3月

（注）調達した資金については、支出実行までの期間、当社銀行口座にて適切に資金管理を図ります。

本新株予約権付社債の発行による差引手取概算額44,915百万円については、印刷方式によるOLEDの研究開発費用に充当する予定です。具体的には、現在15%の議決権を保有し、平成29年度上期（平成29年4月1日から同年9月30日まで）の間を目途に51%に議決権比率を引き上げて連結子会社化することを予定しているJOLEDに対し、研究開発委託契約に基づき開発資金を投入することにより、印刷方式を用いることで低コストでの量産化が可能となる中型から大型のOLEDディスプレイの事業化を早期に実現させることを目指します。印刷方式によるOLEDディスプレイは、様々なアプリケーションに搭載されることが期待され、当社のノンモバイル事業比率を早期に高め、事業の安定性に寄与するものと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、当社の今後の収益の向上及び財務体質の強化に寄与するものであり、かかる資金使途は当社の企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益拡大が図られるものと考えており、当社の経営上、合理的なものであると考えております。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂1丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳) (以下、「第三者算定機関」といいます。)に価値算定を依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を取得しております。第三者算定機関は、評価基準日時点における市場環境等を考慮した一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、本新株予約権付社債の公正な評価額を額面100円あたり99.3円から102.8円程度と算定しており、その上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益(本新株予約権の実質対価)と本新株予約権の公正価値が概ね見合っていることを確認しております。当社は、上記に加えて、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、本新株予約権付社債の発行条件及び払込金額を決定しており、当社としては、本新株予約権付社債の発行条件は公正な水準であると判断しています。

また、当社監査役4名(うち社外監査役2名)全員が、本新株予約権付社債に関する公正価値の算定結果及び価値算定に影響を与える様々な諸条件等を考慮し、外部専門家たる第三者算定機関より取得している評価報告書を確認した上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値と概ね見合っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を表明しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の転換価額は、430円(平成28年11月21日から平成28年12月20日までの1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に145%を乗じた値)となります。

本新株予約権の全てが転換価額(430円)で行使された場合における交付株式数の総数は104,651,162株(議決権1,046,511個相当)であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数601,411,900株(総議決権数6,014,023個)に対し17.40%(当社議決権総数に対し17.40%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権付社債の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権の全てが転換価額(430円)で行使された場合の交付株式数の総数104,651,162株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は12,604,547株であり、一定の流動性を有していること、かつ②本新株予約権の行使開始が発行後2年後以降に設定されていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に直ちに過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成28年9月30日現在)

(1) 名 称	株式会社産業革新機構
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長(CEO) 志賀 俊之 代表取締役社長(COO) 勝又 幹英
(4) 事 業 内 容	産業競争力強化法に定める特定事業活動支援等
(5) 資 本 金	150,005百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成21年7月17日
(7) 発 行 済 株 式 数	6,000,200株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	117名
(10) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北陸銀行

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(11)	大株主及び持株比率	財務大臣 95.3%		
(12)	当事会社間の関係			
	資本関係	本日現在、当社の発行済株式の 35.58%に相当する 214,000,000 株を保有しております。		
	人的関係	産業革新機構の従業員（執行役員）1名が当社の社外取締役を兼任しています。また産業革新機構の従業員2名（うち1名は執行役員）が、当社の関連会社であり、産業革新機構の子会社である JOLED の取締役に就任しています。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(12)	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
	(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	純資産	845,909	899,248	735,906
	総資産	1,462,740	1,437,571	1,205,910
	1株当たり純資産（円）	140,980	149,870	122,647
	売上高	166,867	4,360	75,183
	営業利益又は営業損失（△）	58,753	△8,429	△42,119
	経常利益又は経常損失（△）	58,637	△8,315	△42,173
	当期純利益又は当期純損失（△）	36,217	△8,348	△47,716
	1株当たり当期純利益又は純損失（△）（円）	6,457	△1,391	△7,952
	1株当たり配当金（円）	-	1,469	-

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）産業革新機構は、産業競争力強化法（設立時の名称は「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」）に基づき、官民共同の出資により設立された株式会社であり、産業革新機構が反社会的勢力との関係を有していないことをヒアリング等により確認しております。また、産業革新機構のコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについての表明がなされていること、及び産業革新機構の主要株主が日本国政府であることを併せ鑑み、産業革新機構、その役員又は主要株主は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 資金調達目的及び理由」に記載の通り、産業革新機構を割当予定先とする本新株予約権付社債の発行及び劣後特約付借入を決定いたしました。かかる決定にあたり、以下の通り検討を行いました。

①本新株予約権付社債の発行を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際しては、(a)持続的な成長及び更なる企業価値の向上にむけた上記「2. 資金調達目的及び理由」に記載の各施策を推進するためには、現在の手元資金に加えて長期的かつ安定的な資金を追加的に調達することが必要である一方、(b)今まで当社をご支援いただいた株主の皆様へ配慮し、当社の企業価値向上に向けた新たな施策が評価され、一定程度、当社の株価に反映されるまでは株式の希薄化は生じさせるべきではないとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討してまいりました。

一般的なその他の資金調達手法についても検討しましたが、以下の理由から、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断しました。

1) 金融機関からのシニア借入や普通社債の発行

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

機動的な資金調達手法ではあるが、新たな成長投資に向けた財務基盤の強化が図れないこと。

2) 公募増資や第三者割当による普通株式の発行

財務基盤の強化はできるものの、即時の希薄化は既存株主の皆様にとって望ましくないこと。

3) 劣後特約なしの新株予約権付社債の発行

即時の希薄化の懸念は防げるものの、機動的な財務基盤の強化が図れないこと。

4) 優先株式の発行

財務基盤の強化はできるものの、定款変更等の諸手続きのため、資金調達の機動性に欠けること。

②本新株予約権付社債の商品性

本新株予約権付社債は、当社の企業価値向上に向けた新たな施策が評価され、一定程度、当社の株価に反映されるまでは希薄化が生じないよう、当初2年間は転換請求することはできません。また、転換価額を発行時の時価の145%の水準に設定することで新株の発行株数を抑制し、仮に将来的に転換が行われる場合には、1株当たり利益の希薄化を抑えながら、転換に伴う株主資本増強を通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しています。加えて、ゼロ・クーポンとすることで金利負担は生じず、また、劣後性資金による財務基盤の強化は、将来の銀行借入や社債発行、リース取引等、調達手段の多様化や財務機動性の確保が期待できることから、新たな成長投資の実現に向けて財務面からも貢献できると考えております。

なお、本新株予約権付社債の発行額については、希薄化に配慮するとともに、過去の当社の資本政策も勘案した上で、転換による潜在希薄化も含めた産業革新機構の議決権割合が50%未満になるように450億円とし、その他の必要資金については株式への転換権を付さない劣後特約付借入により調達することとしています。

上記の通り、当社は、当社が必要とする規模の資金調達額の確保と財務基盤の強化を図るため、当初、様々な調達方法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりましたが、当社の筆頭株主である産業革新機構より、新株予約権付社債の発行と劣後特約付借入とを組み合わせることで、当社が必要とする資金調達額の全額を単独で提供することが可能であるという提案をいただいたため、当社としては、機動的かつ確実に必要資金額の調達と劣後性資金による財務基盤の強化を図りつつ、即時の希薄化を抑制できること等に鑑み、本新株予約権付社債の発行及び劣後特約付借入を組み合わせる形で資金調達を行うことを決定いたしました。

当社としましては、当社の設立以来の筆頭株主である産業革新機構から、本新株予約権付社債の発行及び劣後特約付借入を通じて、一括して迅速かつ確実に資金調達を行うことが、その他資金調達手段と比較して、当社の企業価値及び株主価値の向上に最も資する資金調達手段であると考えております。

なお、当社の社外取締役である谷山浩一郎氏は、産業革新機構の執行役員を兼任しており、本件第三者割当及び劣後特約付借入に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、当社における本件第三者割当及び劣後特約付借入に関する審議には参加しておらず、また、当社の立場において本件第三者割当及び劣後特約付借入に関する協議及び交渉に参加しておりません。

また、産業革新機構は、下記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しています。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先である産業革新機構との間では、本新株予約権付社債について継続保有の取り決めはしていません。

ただし、産業革新機構は当社の筆頭株主であり、当社の将来性を理解したスポンサーとして、本新株予約権付社債を中長期的な視点から保有する意向であることを確認しております。特に、産業革新機構は、産業や組織の壁を超えた“オープンイノベーション”の考えに基づき、新たな付加価値を創出する革新性を有する事業に対して「中長期の産業資本」を提供すると同時に、取締役派遣などを通じた経営参加型支援を実践し、企業価値の向上を全面的に支援することを掲げており、本新株予約権付社債についても償還期限を発行から7年に設定するなど、中長期で保有する方針であることを確認しております。また、現時点で本新株予約権の具体的な行使時期等については未定ですが、仮に、本新株予約権の行使により当社の普通株式を保有することになる場合にも、産業革新機構は上記の方針に沿って保有する意向を有していることを確認しております。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である産業革新機構は、産業競争力強化法に基づき、対象となる事業者の事業活動に対する出資その他の支援等を行うことを目的として官民の共同出資により設立された株式会社であり、その出資等の業務に必要な資金について、借入金及び社債により調達することとされており、これらの借入金及び社債については、法令に基づき政府による保証が付されることとなっております。これらの点を考慮した結果、当社としましては、産業革新機構による本新株予約権付社債の払込みについて、確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		募 集 後	
株式会社産業革新機構	35.58%	株式会社産業革新機構	45.13%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.45%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.94%
ソニー株式会社	1.78%	ソニー株式会社	1.52%
株式会社東芝	1.78%	株式会社東芝	1.52%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.77%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.51%
MLI STOCK LOAN (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	1.65%	MLI STOCK LOAN (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	1.41%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.39%	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.29%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	0.86%
SMB C 日興証券株式会社	1.01%	SMB C 日興証券株式会社	0.86%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿をもとに作成しております。
 2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数に、本新株予約権の全てが転換価額 (430 円) で行使された場合の交付株式数 (104,651,162 株) を加えて算出しております。
 3. 小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当及び劣後特約付借入による資金調達により、事業の安定的かつ長期的な成長並びに当社の株主に帰属する株式価値の向上を実現してまいります。

なお、業績に与える影響については、現在精査中であり、重要な影響を与える見込みが生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは実施しておりません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
連結売上高	614,567 百万円	769,304 百万円	989,115 百万円
連結営業利益	27,624 百万円	5,147 百万円	16,710 百万円
連結経常利益又は経常損失(△)	19,072 百万円	1,864 百万円	△12,934 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	33,918 百万円	△12,270 百万円	△31,840 百万円
1 株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	135.09 円	△20.42 円	△52.94 円
1 株当たり配当金	-円	-円	-円
1 株当たり連結純資産	673.28 円	666.92 円	603.83 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 28 年 11 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	601,411,900 株	100.00%
現時点における潜在株式数	13,564,000 株	2.26%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
始値	769 円	714 円	430 円
高値	792 円	836 円	567 円
安値	700 円	311 円	201 円
終値	721 円	432 円	220 円

(注) 平成 26 年 3 月期の株価は、当社が東京証券取引所 (市場第一部) に株式を上場いたしました平成 26 年 3 月 19 日以降の株価を示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 28 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
始値	164 円	185 円	147 円	156 円	206 円	270 円
高値	203 円	188 円	176 円	224 円	275 円	369 円
安値	157 円	138 円	141 円	149 円	186 円	260 円
終値	187 円	147 円	157 円	207 円	265 円	357 円

(注) 平成 28 年 12 月については、平成 28 年 12 月 20 日現在で表示しております。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 12 月 20 日
始 値	350 円
高 値	358 円
安 値	342 円
終 値	357 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 18 日
調 達 資 金 の 額	122,464 百万円（差引手取概算額）
発 行 価 額	879.75 円
募集時における発行済株式数	461,387,900 株
当該募集による発行株式数	140,000,000 株
募集後における発行済株式数	601,387,900 株
発行時における当初の資金使途	(1) 茂原工場及び石川サイト能美工場のライン増設投資として、37,000 百万円 (2) モジュール工程の製造設備及び検査装置への投資として、17,000 百万円 (3) 石川サイト能美工場での有機 EL ディスプレイの試作ラインへの投資として、12,800 百万円 (4) 将来的な技術革新への対応を見据えた研究開発投資として、10,200 百万円 (5) 顧客の新製品に対応するフォトマスク及び金型の開発投資及び更新投資として、31,000 百万円 (6) IT 投資を含むその他投資として、2,300 百万円 (7) 生産能力拡充や技術革新ニーズへの対応のための設備投資及び研究開発投資として、残額を充当
発行時における支出予定時期	(1) 乃至 (6) 平成 27 年 3 月期に全額 (7) 平成 28 年 3 月期に全額
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

11. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、別紙「株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）発行要項」をご参照ください。

II. 劣後特約付借入による資金調達

1. 劣後特約付借入の概要

産業革新機構からの劣後特約付借入の概要は以下の通りです。なお、借入の目的については、上記「I. 本新株予約権付社債の発行 2. 資金調達の目的及び理由」及び「I. 本新株予約権付社債の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」に記載の通りです。

- 1) 借入総額：300億円
- 2) 契約締結日：平成28年12月21日
- 3) 借入実行予定日：平成28年12月22日
- 4) 利率：4.23%

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5) 最終返済期日：平成 35 年 12 月 22 日

6) 弁済順位：倒産手続において上位債務に劣後する。ただし、上位債務（ただし、残高 10 億円以上の金融債務に限る。）が存在しない期間、又は、かかる上位債務の全てについて期限の利益を喪失している期間において、当社は、劣後特約付借入について期限の利益を喪失する可能性があり、その場合、劣後特約付借入の全額を返済する必要がある。

2. 劣後特約付借入の資金使途

劣後特約付借入の資金使途としては、蒸着方式 OLED の研究開発費用に充当する予定です。蒸着方式 OLED は、当社の得意分野であるスマートフォンにおいて、新しい付加価値を提供できるだけでなく、タブレットやノートパソコン、車載ディスプレイなど様々な分野への応用が可能であり、当社の持続的な成長及び企業価値向上につながるものと考えております。

以 上

株式会社ジャパンディスプレイ
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）
発行要項

本要項は、株式会社ジャパンディスプレイ（以下「当社」という。）が平成28年12月21日付の取締役会における決議に基づき発行する株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額
金450億円
2. 各社債の金額
金1億円
3. 新株予約権付社債券の形式
本新株予約権付社債について、新株予約権付社債券は発行しない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率
本社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額（発行価額）
各社債の金額100円につき金100円
7. 社債の償還価額
各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第10項第(2)号及び第(3)号に定める金額による。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成36年1月11日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号及び第(3)号に、買入消却に関しては本項第(5)号に定めるところによる。
 - (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号②に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、本新株予約権付社債の新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対し、承継会社等（本号③に定義する。）が当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付したときは、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日前までに通知したうえで、当該通知において指定した償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が当該組織再編行為にかかる承認又は決定の日（以下「組織再編行為承認日」という。）から30日以内に到来する場合には、当該通知を行った日から30日目以降の日とする。）に、残存する本社債の

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- ② 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称している。
- ③ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称している。
- (イ)合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社
 - (ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社
 - (ハ)新設分割 新設分割設立株式会社
 - (ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社
 - (ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
 - (へ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社
- ④当社は、本号①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (3) 上場廃止等による繰上償還
- ① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の所有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（ただし、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日において当該公開買付けが成立した場合に限る。）には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から 15 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- ② 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。この場合において、当該取得日から 60 日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかったときは、当社は、かかる 60 日間の末日から 15 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- ③ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は②に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は②に基づく通知が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ④ 当社は、本号①又は②に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) 償還すべき日（本項第(2)号及び第(3)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い通知において指定した償還日を含む。）が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に繰り上げる。

(5) 当社は、法令に別途定められる場合を除き、当社と本新株予約権付社債権者との合意により、払込期日（第19項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

(6) 本社債の償還については、本項のほか第14項に定める劣後特約に従う。

11. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計450個の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（本項第(6)号②に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成31年1月11日から平成35年12月27日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日

② 第10項第(2)号及び第(3)号に定めるところにより平成35年12月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前6営業日以降

③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、当社が、本新株予約権の行使請求の停止が必要であると合理的に判断し、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により本新株予約権者に通知した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(13)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(13)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額を指す。）は、430円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(9)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(8)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ)上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日又は当社の代表者により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認又は決定があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(8) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(ニ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ④ 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(9)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (9) 本項第(7)号及び第(8)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割を行うとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (13) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第10項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現金による調整は行わない。

(ニ) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(9)号に準じた調整を行う。

(ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第12項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(15) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を、行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(16) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(17) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

12. 行使請求受付場所

株式会社ジャパンディスプレイ 経理財務本部 財務部

13. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本新株予約権付社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本新株予約権付社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本新株予約権付社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

14. 劣後特約

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (1) 当社につき清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。以下同じ。）が開始される場合、破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定がある場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、本社債の償還及び利息の支払は、以下の規定に従って行われる。

① 清算の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について清算手続が開始され、かつ清算手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至⑤と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号①、④又は⑤を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、会社法の規定に基づき、その債権額について全額支払われ、又はその他の方法で全額の満足を受けたこと。

② 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至⑤と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号①、④又は⑤を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権（破産法に規定する劣後的破産債権を含む。）が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

③ 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至⑤と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号①、④又は⑤を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、民事再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

（停止条件）

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至⑤と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ただし、本号①、④又は⑤を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

⑤ 日本法以外による清算手続又は倒産手続の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至④に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至④に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、また、いかなる者に対しても効力を生じない。なお、本要項において、「上位債権者」とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至⑤と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第(1)号第①、④又は⑤を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本項第(1)号①乃至⑤に定める場合(ただし、同号④に定める場合にあつては、同号④ただし書に定めるときを除く。)において、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至⑤に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

本項第(1)号①乃至⑤に定める場合(ただし、同号④に定める場合にあつては、同号④ただし書に定めるときを除く。)には、本項第(1)号①乃至⑤にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 無担保特約

本社債は無担保とし、当社は、形態の如何にかかわらず、本社債のために担保権を設定することはできない。

15. 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して本新株予約権付社債権者に対して行う通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、関連法令により要求される手続を履践したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

17. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 申込期日

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の募集及び劣後特約付借入に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

平成 29 年 1 月 11 日

19. 払込期日（新株予約権の割当日）

平成 29 年 1 月 11 日

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年 0.00%）等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

21. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上